

議員提出第9号議案

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年9月29日

提出者	稲城市議会議員	榎本久春
〃	〃	佐々木あきら
〃	〃	藤原愛子
〃	〃	山岸太一

(提案理由)

原子力緊急事態宣言は未だ解除されておらず、多くの自主避難者、特に小さな子ども親たちが、避難の継続を希望しているため。

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

福島第一原発の事故は、発生から5年以上が経過した今も、事故収束の見通しも立っておらず、政府の原子力緊急事態宣言は未だに解除されていない。

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域の解除、区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという方針を打ち出した。福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建にむけた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率でわずか2年で終えようとするものであった。

しかし、自主避難者や避難指示区域解除によって新たに自主避難者となった多くの人たち、特に小さな子どもの親たちは、避難の継続を希望している。来年3月で支援が打ち切られると言い渡された避難者の不安と困難は計り知れず、自主避難者の唯一の命綱である住宅支援の打ち切りは、生活基盤を失った生活困窮者を産むことにつながる。避難者を支援する団体や避難者を受け入れている自治体も、国に対し住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅支援は、本来憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった「長期にわたる放射性物質による汚染」という原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策が必要である。

よって、稲城市議会は、政府及び東京都に対し、以下の点を求めるものである。

1. 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して2017年度末で退去を迫らないこと。
2. 各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して

暮らせる住まいの確保を支援すること。空家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置付けること。

3. 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた『原発事故子ども・被災者支援法』を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

稲城市議会議長 原 島 茂

内閣総理大臣、国土交通大臣、復興大臣、東京都知事 殿